

本宮市農業委員会 令和元年9月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年9月19日(木)午後3時00分

2. 開催場所 本宮市役所 3階 大会議室

3. 出席委員

農業委員会委員

1番 渡邊 謙輔	2番 遠藤 政幸	3番 國分 政利
4番 伊藤 隆一	5番 石橋 廣基	6番 三瓶 和彦
7番 渡邊 善幸	8番 三瓶 修藏	9番 渡辺 喜一

農地利用最適化推進委員

1番 國分 隆一	2番 川名 和弘	3番 遠藤 栄太郎
4番 國分 政彦	5番 遠藤 俊雄	6番 阿部 修司
7番 佐藤 一徳	8番 遠藤 正任	9番 國分 保
10番 大内 俊之	11番 佐々木 清忠	12番 佐藤 博衛

4. 欠席委員 農業委員2番 遠藤 政幸委員

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 三瓶 隆

7. 書記 農地係長 伊藤 晋平

事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会9月定例会を開会いたします。欠席の通告は、農業委員2番 遠藤政幸委員であります。 それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会9月定例会を開会いたします。 時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員3番 國分政利委員 農業委員4番 伊藤隆一委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長長の報告を求めます。
	(6番 三瓶和彦 委員)
農地転用調査委員長	調査委員長に選任されました、三瓶和彦です。今回は、遠藤政幸委員、川名和弘委員、遠藤正任委員で調査を実施しました。 去る9月10日(火)、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人

	<p>等の立会いのもと7件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第48号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第4条第1項の規定に基づくもので、平屋建ての一般住宅敷地の転用です。</p> <p>次に、議案第49号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、ドラッグストアの店舗敷地、7区画分の住宅分譲敷地、4区画分の建売分譲敷地、さらに、一般住宅敷地への転用で、合計4件となります。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第50号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1は、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>次に、件番2は、昭和57年に現宅地造成の際に、当申請地が農地であったにもかかわらず、造成してしまい転用許可を得ずに、現在まで40年近く宅地として利用していました。現状では農地への復元は極めて難しいことから、現況確認での申請となりました。</p> <p>なお、今回の申請には、申請人より「顛末書」を提出していただいております。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、8月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	① 8月定例会許可分は、8月26日付で、許可指令証を交付いたしました。
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6.付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第47号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>最初に、件番1並びに件番2について、近隣地で譲渡人が同じですので一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。</p>
渡邊謙輔委員	<p>議案第47号 件番1並びに件番2について、9月14日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員と致しました。</p> <p>件番1並びに件番2については、当該地は耕作放棄地でもなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番1並びに件番2につきましても、許可適当と</p>

	判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質 疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 47 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 並びに件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 47 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 並びに件番 2 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 48 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 48 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 48 号農地法第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 49 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項に基づく議案を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可すること

	に異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 49 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 50 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 50 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、非農地である証明を承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 1 は、非農地である証明を承認とすることで決定いたしました。 次に件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 50 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は、非農地である証明を承認することで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 2 は、非農地である証明を承認することで決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会 9 月定例会を閉会いたします。

令和元年 9 月 19 日
(閉会午後 時 分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席3番委員 國分 政利

議席4番委員 伊藤 隆一
